森林環境譲与税の譲与基準の見直しを求める意見書

我が国の森林は国土の7割を占め、地球温暖化防止や国土保全、水源涵養等 の公益的機能を有しており、国民全体に様々な恩恵をもたらしている。

これらの機能を十全に果たすべく、間伐などの森林整備を着実に実施していくための財源として令和元年度に森林環境譲与税が創設された。

現在、地方公共団体では、森林経営管理制度等に基づき、管理が行き届いていない森林を整備するため、森林所有者への意向調査等に取り組んでいるが、所有者不明、境界未確定及び担い手の不足等により、想定以上の費用が必要となっている。

また、近年多発している豪雨によって起こる土砂崩れや洪水、浸水等の災害から下流部の住民を守るためにも、様々な課題に対応しながら森林管理を進めていくことが急務となっている。

広大な森林を抱える我が八女市では、このような山間部における様々な課題に早急に対応し、森林整備や人材育成・担い手確保といった取り組みを今後本格化させていくことが必須である。しかし、現状の譲与基準のままでは森林整備等の費用に不足が見込まれるため、さらなる財源の確保が必要となる。

以上のことから、下記の実現を強く要請する。

記

・森林面積の大きい市町村が必要な森林整備をより一層推進することができるよう、現状の譲与基準を見直すこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年9月21日

福岡県八女市議会

提出先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、農林 水産大臣